

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 2 日

株式会社 INPEX

2024年4月2日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
株式会社 INPEX  
代表取締役社長 上田 隆之

株式会社 INPEX（以下「当社」といいます。）は、2022年12月26日付けで、株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、TRDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、本合併は、2024年4月1日付けで効力が生じました。

本合併に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第801条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第200条の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

TRDの発行済株式の全てを当社が保有しているため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による本合併の差止請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

TRDの発行済株式の全てを当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求はありませんでした。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

TRDは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

TRDは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2024年2月28日付けの官報及び日刊工業新聞において公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はございません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はございません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 28 日付けの官報において公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
当社は、本合併により、本合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、TRD から、その資産、負債その他の権利及び義務の一切を承継いたしました。当社が TRD から承継した資産の額は 48,986 百万円（概算値）、負債の額は 1,615 百万円（概算値）です。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙のとおりです。
6. 会社法 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2024 年 4 月 3 日（予定）
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に従い、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を実施いたしましたところ、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主が有する株式の数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回っております。

以 上

別紙 TRD の事前開示書面